

# 経済産業省

24高圧第11号  
平成24年11月8日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長 川原



## 高圧ガスの移動中の事故防止について（要請）

本年10月6日、中央自動車道において、LPガス容器を積載していたトラックが横転し、積載していたLPガス容器35本が落下し、このうち4本が炎上、2本が破裂、1本が約200m離れた小学校に落下するという事故が発生しました。本事故は高圧ガス保安法の移動中の事故に当たり、現時点までの調査によるとトラックは運転手の漫然運転が原因で横転し事故に至ったものであり、高圧ガス保安法令の違反はなかったとの報告を受けています。事故の概要は別紙をご参照ください。

今回の事故では、幸いにも人的被害は生じませんでした。人的被害が発生するおそれのあった事故と考えられます。

このため、貴団体に対し、高圧ガス保安法令に基づく移動の基準の遵守に加え、高圧ガスを車両に積載して移動する際の車両の安全運行への配慮を要請します。

<事故概要>

1. 事故の種類： 高压法（移動） 中央自動車道LPガス火災・破裂事故（仮称）
2. 発生日時（曜日）： 平成24年10月6日（土）10時43分
3. 発生場所： 中央自動車道下り61.8KP左ルート  
（大月市富浜町鳥沢字小神2697番地）

4. 事故の概要：

A社の運転手と保安業務員が乗った車両により、A社の関連会社から大月市市内の一般消費者へLPガス容器を向け輸送中、中央自動車道下り61.8KP付近において、運転手の漫然運転（原因は引き続き調査中）により、横転した。本事故は自損事故かつ物損事故。

その横転の衝撃により、積み荷（LPガス50kg容器×18本、同30kg容器×2本、同20kg容器×15本 合計35本）が路上に散乱した。

散乱した容器のうち、

- ・ 50kg容器4本から噴出・出火。

（横転の衝撃により、路面との摩擦熱もしくは火花が発生した可能性あり）

- ・ 50kg容器2本が破裂。

（出火により熱せられたことが原因と考えられる。）

・ 50kg容器1本が中央自動車道から落下し、大月市立鳥沢小学校（発生場所から約200m）の屋上（コンクリート）でバウンドし、同校庭に落下。鳥沢小学校の校庭で発見された50kg容器は、ネック部が切断しており、ネック部は、容器から少し離れた場所で発見された。また、その50kg容器に焦げ跡、残ガスはなかった。

この事故により中央自動車道下り線、上野原IC～大月JCT間が約3時間通行止めになった。

このとき、運転手と保安業務員は、大月消防本部及び中日本高速道路株式会社大月保全サービスセンターに通報、A社へ応援要請した後、後続車両の接近を抑止し、火気の使用制限の周知を行った。消火作業は、大月消防本部及び中日本高速道路株式会社大月保全サービスセンターにより行われた。

5. 被害の状況：

(1) 人的被害 無し

(2) 物的被害

- ① 事故現場から落下した50kg容器により、鳥沢小学校屋上防水シートが破損。

②中央自動車道設備（ガードレール、遮音壁等）の破損。

6. 原因：運転手の漫然運転（引き続き調査中）

7. 都道府県が行った措置：事故発生後直ちに情報収集。A社からの聞きとり及び法令違反の有無の確認。

8. 法令違反の有無：無

(1) 液石則第49条関係

一 警戒標：有

三 全ての50kg容器及び30kg容器には保護キャップ、全ての20kg容器には固定式プロテクター：有

四 荷締め機使用：確認

五 消火設備（B-10×2本）、緊急工具携行：確認

(消火器は、2本とも事故時に使用されなかった。)

(2) 液石則第48条関係

十四 保安業務員による監視：確認

十五 保安業務員（修了証）の携帯：確認

十六 イ 荷送人へ確実に連絡するための措置：実施確認

ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置：実施確認

ハ 後続車両の接近抑止、火気の使用制限、ガスの滞留の有無確認等実施：確認

十八 イエローカードの携帯及び遵守：確認

9. 事故防止のための対策：安全運転の徹底

10. その他

A社によると、警察は人身被害がないことから、物損事故として対応中。